

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年 9 月 7 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の違法性、不当性を主張し、その取消しを求めている。

- 1 保護基準の引下げにより、10 月分の保護費が 9 月分より減額され、生活が困難となっている。
- 2 本件改定後の保護基準は、生活保護利用者の生活を反映しておらず、憲法 25 条が規定する健康で文化的な人間らしい生活ができない。保護基準の設定及び改定は、厚生労働大臣の権限であるが、生活保護世帯よりも低い所得の方を中心として保護費が見直されていること、平成 25 年の基準引き下げでは物価指数を考慮し、物価が下がったから基準費を引き下げたにもかかわらず、物価が上がっても元に戻さず、連続的に基準の引き下げが行われていることなど、厚生労働大臣の裁量権行使の逸脱・濫用がある。

3 本件処分通知書には、おおむね「基準改定により」としか記載されておらず、本件処分がいかなる事実関係に基づき、いかなる法律を適用してなされたかを了知することは困難である。したがって、本件処分は、十分な理由付記を欠く点において、法24条4項及び行政手続法14条に違反する。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年10月31日	諮問
令和5年 2月16日	審議（第75回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知し

なければならないとされている。

- 2 これを、本件について検討すると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人世帯に係る保護費の支給額が令和元年10月1日より変更されることとなり、変更日を同日として、請求人に対し、「基準改定による変更」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分については、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人世帯の場合、70～74歳・65～69歳、2人世帯、1級地－1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われており、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、上記（第3・1）のとおり主張する。

しかし、上記2で述べたとおり、本件処分は、法8条1項の規定に基づく保護基準について本件改定が行われたことによりなされたものであり、保護費の変更についても法令等に従って適正になされており、かつ、違算等の事実もないものと認められることから、本件処分を違法又は不当なものとして評価することはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (2) また、請求人は、上記（第3・2）のとおり、本件改定後の保護基準が、憲法25条の保障する健康で文化的な最低限度の生活に適合しておらず、厚生労働大臣の裁量権行使の逸脱・濫用があるなどと主張する。

しかし、請求人が問題とする保護基準は、法規範としての性格を有するものであり、保護の実施機関にとって遵守すべき法令である。そして、本件処分は、上記2のとおり本件改定後の保護基準に基づいてなされたものである。

保護基準の是正を求めるこのような請求人の主張について、そ

もそも行政機関である処分庁及び審査庁は、現行の法令を所与のものとし、これに則って処分や審査請求に対する判断を行うものであるから、法規範としての性格を有する保護基準自体に対する不服を理由として、法令に適合した本件処分を取り消すことはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (3) さらに、請求人は、上記（第3・3）のとおり、本件処分は、十分な理由付記を欠く点において、法24条4項及び行政手続法14条に違反すると主張する。

しかし、行政処分に理由付記が求められる趣旨は、処分庁の判断の恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与えるものであると解されるところ（行政手続法14条1項についての最高裁判所平成23年6月7日判決参照）、本件処分は、本件改定後の保護基準どおりの処分を行うものであり、かつ、厚生労働大臣による告示等は保護基準及び本件改定の内容を明確に定めている。したがって、本件処分通知書に「保護基準の改定」である旨の理由を示すことによって、本件処分通知書とそれ以前の保護変更通知書を比較すれば、本件処分による保護費の増減は本件改定に基づくものであること、及び本件処分による保護費変更の具体的な金額を了知しうることから、被保護者による不服申立ての便宜を損なうものとはいえない。

なお、処分庁は、本件改定の概略を記載した文書を本件処分通知書に同封して、送付しているところである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (4) 以上によれば、請求人の主張は、いずれも理由がないというほかはない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法

令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹